

CAS アンチ・ドーピング部に適用される仲裁規則[†]
(2020 年東京大会)

[†] Created by Mr. Shoichi Sugiyama and supported by Mr. Tsubasa Shinohara.

前文

本仲裁規則は、オリンピック憲章第 59.2.2.4 項に基づき、オリンピック競技大会に関連するすべてのアンチ・ドーピング規則違反の疑いを仲裁により解決するために、東京 2020 オリンピック競技大会の開催に際して、又はオリンピック競技大会の開会式に先立つ 10 日間の期間に発生する限りにおいて、東京 2020 オリンピック競技大会のために制定されたものである。当該紛争は、東京 2020 オリンピック競技大会に適用される IOC アンチ・ドーピング規則に基づき、CAS アンチ・ドーピング部（以下「CAS ADD」という。）に付託される。また、国際競技連盟が、CAS ADD に対し、自らのアンチ・ドーピング規則の違反の有無及び適用される制裁措置を決定する権限を委任している場合、本仲裁規則は当該紛争にも適用される。

第 1 条 本規則の適用及び CAS アンチ・ドーピング部の管轄

CAS ADD は、IOC ADR に基づいてアンチ・ドーピング規則違反の疑いが主張され、付託された場合に、手続を行い、決定を下すための第一審の機関であり、競技大会において適用されるか又はその後適用されるかを問わず、当該アンチ・ドーピング規則違反に基づく制裁を科すための機関である。したがって、CAS ADD は、関係する IOC 及び/又は国際競技連盟の代わりに、第一審機関としての管轄権を有する。

CAS ADD が下した決定は、WADC 第 15 条に従って適用され、承認されるものとする。

CAS ADD は、2016 年から、オリンピック競技大会の際に採取された検体のその後の再分析に関連するドーピング違反の疑いのある事案についても管轄権を有するものとする。関係者の同意がある場合、2016 年より前のオリンピック競技大会の際に採取された検体の再分析に関連するドーピング違反の疑いについては、スポーツ仲裁裁判所に付託することができる。

第 2 条 CAS アンチ・ドーピング部

CAS ADD は、部長、副部長、特別リストに名前の上った仲裁人及び事務局から構成され、これらはすべて ICAS 執行部によって任命される。

第 3 条 仲裁人の特別リスト

ICAS は、執行部を通じて行動し、第 2 条に規定される、アンチ・ドーピング事案の経験を有する仲裁人の特別リストを作成する。この特別リストは、CAS ADD 仲裁人リストに記載されている仲裁人のみから構成される。

これらの仲裁人はいずれも、同一のオリンピック競技大会の期間中、通常の CAS 臨時仲裁部に関わることはできず、オリンピック競技大会後も当該オリンピック競技大会に関連するアンチ・ドーピング事案に関わってはならない。仲裁人の特別リストは、オリンピック競技大会の開始前に公表されるものとする。ICAS 執行部は、その後、当該リストを修正することができる。

第 4 条 部長

ICAS 執行部は、スポーツ関連仲裁規則第 4 条 d) 及び e) に基づき ICAS に任命された ICAS の委員の中から、CAS ADD の部長を任命するものとする。部長は、当事者の双方から独立していなければならない。また、本規則により与えられた任務その他 CAS ADD の適切な運営に関連する一切の責務を遂行しなければならない。副部長は、当事者の双方から独立し、部長に事故があるときは、いつでも、これに代わることができる。

第 5 条 事務局

CAS は、オリンピック競技大会の開催地に CAS ADD の事務局を設置するものとする。当該事務局は、CAS 事務総長 (CAS Director General) の権限の下に置かれる。オリンピック競技大会期間以外は、CAS ADD の事務局は、スイスのローザンヌに置かれる。

第 6 条 仲裁言語

CAS ADD に提起された各案件の仲裁は、英語又はフランス語で行われるものとし、いずれとするかは CAS ADD の部長又は副部長が決定する。

第 7 条 仲裁地及び仲裁準拠法

CAS ADD 及び仲裁パネルの仲裁地は、スイスのローザンヌとする。ただし、CAS ADD 及び仲裁パネルは、オリンピック競技大会の開催地又は他の適当と認める場所において、任務にかかるすべての措置を実施することができる。

仲裁は、スイス国際私法典第 12 章に準拠する。

第 8 条 代理及び補佐

第 9 条に定義する当事者及び利害関係人は、状況（とりわけ仲裁判断の期限）の許す限り、自己の選択する者による代理又は補助を受けることができる。当事者を代理する者の氏名、住所、電子メールアドレス及び電話番号は、これによって仲裁手続のための連絡を受けるための情報であり、第 10 条に規定する申立書に記載し、又は審問の開始時に提出しなければならない。

第 9 条 通知及び通信

a) CAS ADD (仲裁パネル、部長又は事務局)から発するすべての通知及び通信は、下記の当事者又は利害関係人に対し、その本店所在地/居所若しくは(オリンピック競技大会の開催期間中は)オリンピック競技大会開催地の住所又は通常の電子メールアドレス宛てに行うことにより送付ないし送信される。

- IOC 法務部
- 国際検査機関(ITA)
- 選手、IOC ADR で定義されたその他の関係者、又はそれらの代理人
- 関係する国際競技連盟(IF)
- 関係する国内オリンピック委員会(NOC)
- 世界アンチ・ドーピング機関(WADA)

緊急の場合、CAS ADD は、電話による通知及び通信を行い、その後、書面又は電子メールで確認することもできる。書面による確認がない場合でも、受信者がそれを知っていれば、通信は有効である。

b) 両当事者からの通知及び通信は、第 10 条に規定される申立書を除き、オリンピック競技大会の開催地にある CAS ADD 事務局又は(オリンピック競技大会の期間外については)ローザンヌにある本部事務局に、送付されるか又は電子メールで送信されるものとする。第 10 条に規定される申立書は、CAS ADD 事務局に送付されるか又は電子メールで送信されなければならない、CAS ADD 事務局は、その受領を確認する。

第 10 条 申立て

アンチ・ドーピング規則違反の疑いは、IOC ADR に従って、書面による申立てにより CAS ADD に付託されるものとする。

申立書は、次の事項を含むものとする。

- 競技者又は IOC ADR に定義されたその他の関係者の住所及び/又は電子メールアドレス、又はオリンピック競技大会の開催地における代理人の住所及び/又は電子メールアドレス
- 関係する IF 及び NOC の住所及び/又は電子メールアドレス
- 申立ての基礎となる重要な事実及び法律上の主張に関する簡単な陳述と利用可能な関連資料
- 求める請求の内容、及び、該当する場合は、暫定措置の請求
- CAS ADD の管轄の根拠に関する適切な主張
- 申立てがオリンピック競技大会期間中に提出された場合は、オリンピック競技大会

の場所における ITA 又は IOC ADR が結果管理の目的で設立した責任当局の住所、及び、該当する場合は、手続のために連絡することができる電子メールアドレス、並びに、該当する場合は、ITA 又は IOC ADR が設立した責任当局を代理する者の上記と同様の情報

申立書は、英語又はフランス語で作成されなければならない。

第 11 条 仲裁パネルの選任

CAS ADD の部長又は副部長は、申立てがあった場合、事案の一切の状況に鑑み、本規則第 2 条に定める特別リストに記載される仲裁人から、単独仲裁人又は 3 名の仲裁人で構成される仲裁パネルを選任する。

CAS ADD に係属中の仲裁に関連する申立てがなされた場合は、CAS ADD の部長又は副部長は、当初の紛争を裁定するために選任された仲裁パネルに、二番目の紛争を付託することができる。CAS ADD の部長又は副部長は、付託を決定するうえで、両事件の関係、当初の事件における手続進行の状況その他一切の事情を考慮する。

CAS ADD 事務局は、申立書を適切な仲裁パネルに送付し、かつ、選任された仲裁人を当事者に通知する。

第 12 条 仲裁人の独立性及び資格

すべての仲裁人は、アンチ・ドーピング問題に関して、法的な訓練を受け、かつ、認められた能力を有していなければならない。すべての仲裁人は、両当事者から独立していなければならない。また、独立性を損なう可能性のある事情を直ちに開示しなければならない。

すべての仲裁人は、オリンピック競技大会中いつでも、また、必要に応じて、オリンピック競技大会の期間外でも、CAS ADD のために対応可能でなければならない。

CAS 仲裁人は、CAS ADD における当事者の一方、又はその他利害関係人の代理人として行動することはできない。

第 13 条 仲裁人の忌避、辞任及び解任

仲裁人は、その独立性について正当な疑いを生じさせる事情があるときは、辞任しなければならない。これがなければ、当事者の一方は、当該仲裁人を忌避することができる。CAS ADD の部長又は副部長は、当事者の一方が要求する忌避申立てを決定する権限を有する。部長又は副部長は、事情の許す限り、当事者の双方及び関係する仲裁人に聴聞の機会を与えた後、直ちに忌避申立てについて決定をしなければならない。忌避申立ては、忌避申立ての理由が判明次第、直ちに提起されなければならない。そうでなければ、仲裁人に当該理由に基

づいて忌避を申し立てる当事者の権利は、放棄されたものとみなされる。

CAS ADD の部長又は副部長は、仲裁人が本規則で定める責務を遂行できないときは、本規則の定めるところにより、当該仲裁人を解任することができる。

仲裁人が辞任した場合、CAS ADD の部長若しくは副部長が当事者の一方からの忌避申立てを認めた場合、又はその他の事由により仲裁人を解任した場合、CAS ADD の部長又は副部長は、速やかに、その欠員を補充するため、新たな仲裁人を選任しなければならない。

第 14 条 暫定的資格停止

仲裁パネルがすでに選定されている場合には仲裁パネルが、そうでない場合には CAS ADD の部長若しくは副部長が、IOC ADR 及び/又は関係する IF の ADR に定義されている暫定的資格停止の申立てに関する決定をすることができる。CAS ADD によって科される暫定的な資格停止は、適用される ADR に従って、IOC 及び/又は関連する IF によって執行されるものとする。当事者は、暫定的資格停止の申立てに対する決定に先立ち、又は、当該決定に先立って意見聴取を認めることができない場合は暫定的資格停止処分を科した後の適切な時に、書面又は口頭で聴聞を受ける機会を与えられる。ただし、後者の場合における聴聞は、影響を受ける当事者は聴聞を受ける機会なしに決定を執行されるべきではないという目的の観点から、一切の事情に照らし可能な直近の日程で行われる。

暫定的資格停止に関する決定は、本案について決定することができ、かつ、暫定的資格停止の効力が生ずる必要がある時より前に聴聞を行うことができる場合は、必要ではない。

第 15 条 仲裁パネルにおける手続

a) 管轄権がない旨の抗弁

CAS ADD の管轄権がない旨の抗弁は、手続の開始時又は遅くとも審問の開始時までに主張しなければならない。

b) 手続

仲裁パネルは、事案の具体的な必要性及び状況、公正な聴聞を受ける権利を含む当事者の利益、並びに特定の手続に特有の迅速性及び効率性の制約を考慮して、適切と考える手続進行を行う。仲裁パネルは、主張書面の提出、証拠手続及び主張を統括するものとする。

c) 審問

仲裁パネルは、本案に関する聴聞が行われる場合、すべての関係書類が当事者に送達された後速やかに、直近の期日に開かれる当該聴聞に当事者を招集する。

仲裁パネルは、競技者その他の関係者に宛てられた出頭のための招集通知に、申立書の写しを添付しなければならない。

仲裁廷が、有効な衛生措置にに従いその他の手段で決定を下す場合を除き、審問は、ビデオ会議方式又は電話会議方式により行われる。

また、仲裁パネルは、関係する NOC、IF が手続に関与していない場合にはこれらに対し、及び/又はアンチ・ドーピング規則違反の疑いのあるその他の人若しくは団体に対し、審問への参加を要請することができる。ただし、これらの者は、当該審問の当事者となることはできない。

WADA の独立オブザーバーは、審問に出席することができる。

仲裁パネルは、審問において、当事者を聴聞し、証拠上の問題を取り上げなければならない。

当事者は、審問において、提出しようとするすべての証拠を提出し、証人を呼ばなければならない。証人は、直ちに尋問を受けるものとする。

仲裁パネルは、自らが十分な情報を有していると判断した場合又は競技者若しくはその他の関係者が審問の開催を放棄した場合、審問を行わないこと及び即時に仲裁判断を下すことを決定することができる。

d) その他の証拠措置

当事者の一方が、正当な理由により、審問において提出することができなかった追加の証拠を提出する機会を要求する場合、仲裁パネルは、紛争の解決に必要な範囲において、当該提出を認めることができる。ただし、最終的な仲裁判断を下すために設定された期間内に追加の証拠を提出できる場合に限られる（第 18 条参照）。

仲裁パネルは、証拠について、いつでも適当な措置をとることができる。特に、仲裁パネルは、鑑定人を選任し、文書、情報その他の証拠の提出を命ずることができる。また、仲裁パネルは、当事者が提示する証拠を認めるか除外するかを決定し、証拠の重さを評価することができる。仲裁パネルは、その旨を当事者の双方に通知するものとする。

e) 不出頭又は指示の不遵守

仲裁パネルは、いずれかの当事者が審問に出頭せず、又は、仲裁パネルが発した命令に従わない場合は、手続を進めることができる。

f) オリンピック競技大会期間外の手続

オリンピック競技大会期間外の手続は、時間的制約及び合理的な期間内に聴聞を受ける当事者双方の権利を考慮した上で、同じ仲裁パネルにより行われるものとする。

第 16 条 仲裁パネルの審査権限

仲裁パネルは、仲裁手続で下される決定に関連する事実を認定するすべての権限を有する。

第 17 条 適用される法

仲裁パネルは、当該紛争について、IOC ADR, WADC, 関係する IF の規則、適用される規則、スイス法、及び一般法原則に従い、判断を下すものとする。

第 18 条 仲裁判断の期限

仲裁パネルは、オリンピック競技大会中、第 20 条の規定に従い、審問の終結後 24 時間以内に、仲裁判断を下すものとする。ただし、審問が行われない場合は、証拠手続の終結後 24 時間以内とする。この期限は、例外的な事情がある場合には、CAS ADD の部長又は副部長が状況に応じてこれを延長することができる。オリンピック競技大会期間外においては、仲裁パネルは、合理的な期間内に仲裁判断を下すものとする。

第 19 条 仲裁判断の作成、様式及び通知

単独仲裁人が選任されない限り、決定は、過半数により、又は過半数に達しない場合は仲裁人長により行われる。

決定は、書面で行われ、日付が記入され、仲裁人長又は単独仲裁人により署名されるものとし、原則として、簡潔な理由が記載されるものとする。仲裁判断は、署名される前に、CAS ADD の部長又は副部長により確認されるものとする。部長又は副部長は、形式の修正を行うことができ、仲裁パネルの判断の自由に影響を及ぼさない範囲で、内容に関わる点についても仲裁パネルの注意を喚起することができる。

仲裁判断は、直ちに当事者に通知されるものとする。仲裁パネルは、仲裁判断の理由を通知する前に、仲裁判断の主文を通知することを決定することができる。仲裁判断は、手続開始時に CAS ADD に提供された電子メールアドレス宛に通知がなされた時から、最終的なものとなる。

NOC 及び/又は関係する IF が手続に参加しておらず、仲裁判断の写しを受領していない場合には、当該仲裁判断は、情報提供のために当該 NOC 及び/又は関係する IF に通知されるものとする。

CAS ADD が下す仲裁判断の秘密性及び公開は、IOC ADR 及び/又は関係する IF の ADR に従って決定されるものとする。

第 20 条 仲裁判断

a) オリンピック競技大会時又はオリンピック競技大会後の最終仲裁判断

仲裁パネルは、紛争の性質及び複雑性、その解決の緊急性、必要とされる証拠及び解決されるべき法的問題の範囲、当事者の聴聞を受ける権利並びに証拠手続終了時の証拠の状況その他一切の事情を勘案して、オリンピック競技大会の期間中又はオリンピック競技大会の期間外に、最終の仲裁判断を下すことができる。また、仲裁パネルは、オリンピック競技大会期間中に部分的仲裁判断を下し、オリンピック競技大会期間後に、最終仲裁判断において、残りの事項を決定することができる。

b) オリンピック競技大会期間外の特徴的仲裁判断

仲裁パネルがオリンピック競技大会期間中に最終仲裁判断を下さない場合には、次の規定を適用する。

i) オリンピック競技大会中に設置された仲裁パネルは、引き続き紛争の解決を任せられるものとする。

ii) 仲裁パネルは、両当事者と協議の上、残りの仲裁手続に適用される手続に関する命令を決定するものとする。

第 21 条 執行力、不服申立て

(部分的又は最終的なもののいずれも) 仲裁判断は、通知され次第、直ちに執行可能である。中間又は最終の仲裁判断は、オリンピック競技大会の仲裁規則に基づき、CAS 臨時仲裁部に、電子メールによる仲裁判断の通知から 21 日以内に不服申立てをすることができる。ただし、CAS 臨時仲裁部が運営されていない場合、不服申立ては、スポーツ関連仲裁規則第 R47ff 条に基づき、スイス・ローザンヌにある常設の CAS に対して行う。

第 22 条 手続の無償性

通訳サービス及び仲裁パネルの提供を含め、CAS ADD の施設及びサービスは、無償である。オリンピック競技大会の期間外に行われた活動に関して発生した仲裁費用は、ICAS が負担するものとする。仲裁手続の活動の大部分がオリンピック競技大会の期間外に行われた場合、仲裁パネルは、スポーツ関連仲裁規則 R64.5 条に規定された条件の下で、例外的に、有利な判決を得た当事者に対し、弁護士費用の相手方負担を例外的に認めることができる。

第 23 条 雑則

英語及びフランス語の記載を正文とする。両者に差異が生じた場合、英語の記載を優先するものとする。

本規則は、WADC を適用することにより発行された IOC ADR、並びにスポーツ関連仲裁規

則 S6 条 1 項, 8 項及び 10 項, S8 項及び S23 項に基づき, 2017 年 5 月 12 日にローザンヌにおいて ICAS により採択された (2021 年 7 月 9 日改正)。本規則は, CAS アンチ・ドーピング部仲裁規則の不可分な一部を構成する。

ICAS は, スポーツ関連仲裁規則第 S8 条に基づいて, 本規則を改正することができる。